

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景

新藤, 倫太郎
九州大学大学院人文科学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/7419084>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 53, pp.79-114, 2026-03-30. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景

新藤 倫太郎

はじめに

明代の陝西省西南部（現在の甘肅省東南部）には、チベット系を主とした「西番」と総称される民族が居住し、農業や牧畜を生業としていた^①。明朝は西番の部族長に武官職を与え、土司に任じて配下の部族を統率させたほか、朝貢や茶馬貿易による経済的利益を与えて懐柔し、西番社会を間接的に支配していた。しかし一六世紀に入ると、青海へ進出した右翼モンゴルが陝西西南部の西番を攻撃・圧迫するようになり^②、他方では密貿易の拡大に伴い茶馬貿易が衰退していく。

こうした状況下で、一六世紀には嘉靖八～九年（一五二九～一五三〇）と万曆二～四年（一五七四～一五七六）の二回にわたり、大規模な西番叛乱が発生した。本稿では特に先行研究で十分に検討されていない万曆初年の西番叛乱に注目し、その背景となった右翼モンゴルの圧迫や密貿易の拡大、部族社会の変容など、西番をめぐる政治的・社会経済的状況について検討を加えることにしたい。

今日まで、日本では明代陝西西南部の西番に関する専論は発表されていないが、明代後期のモンゴル史・チベット仏教史・茶馬貿易史などに関連して、西番の問題にも論及がなされている。まずモンゴル史に関しては、つとに和田清が

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景（新藤）

青海方面に進出した右翼モンゴルが陝西西南部の西番を略奪したことを示し、萩原淳平は右翼モンゴルが青海に進出した目的の一つに、チベット僧に布施する茶を西番から獲得することがあったと説く^③。さらに井上治は、モンゴル王侯による西番略奪とその背景について、モンゴル側の時代状況や青海の自然環境にも言及して考察を深めている^④。

チベット仏教史に関しては佐藤長が、万曆初期に西番のチベット僧が使者として明朝・モンゴル間を往来したことを示し、乙坂智子は明朝が西番の土司に河州の弘化寺一帯の自治を認め、物資や労働力の調達に協力させたと指摘した^⑤。また伴真一朗は、西番が一六世紀後期から明朝の防衛体制に組み込まれ、モンゴルに対する最前線に位置づけられたことを示した^⑥。さらに茶馬貿易に関しては、谷光隆が陝西地方における西番との茶馬貿易の変遷を論じ、右翼モンゴルの青海進出に伴う西番社会の変動についても論及している^⑦。

一方、中国では明朝の西番統治に関して多数の研究が蓄積されており、概説的な研究から、土司制度、茶馬貿易、宗政策などの具体的政策に注目した研究まで、幅広い議論が展開されてきた^⑧。特に一六世紀の右翼モンゴルと西番との関係については、楊建新が右翼モンゴルによる青海進出の経過とその目的について論じており^⑨、任樹民は西番が一六世紀初頭より右翼モンゴルに土地や家畜を奪われて困窮し、難民となって陝西・四川・甘肅各地に移住したことを示した^⑩。

さらに嘉靖初年の西番叛乱については、褚寧と譚欣がその原因に論及している。両氏によれば、一六世紀初頭から右翼モンゴルはオルドスにおける分封地・牧地の不足により青海へ進出するとともに、陝西西南部にも侵攻して西番の家畜や財貨を略奪した。困窮した西番は生活資源を得るために漢人地区を略奪し、茶馬貿易の衰退に伴う明朝の統制力低下と相まって、嘉靖叛乱に発展したという^⑪。

一方、万曆初年の西番叛乱については、洮州における叛乱鎮圧を描いた『平番得勝図卷』（中国国家博物館所蔵）という絵画資料が残されている^⑫。この図巻の作者や制作時期は不明であるが、明軍の出兵から論功行賞までの過程を描いている。朱敏と陳履生は『明史』や『神宗実録』などにより、『平番得勝図卷』に描かれた人物の略歴・地名・部族名な

どを比定し、明軍の出兵から戦勝報告までの叛乱鎮圧の経緯を具体的に明らかにした¹³⁾。ただし、両氏は万曆叛乱の背景となった西番をめぐる政治的・社会経済的状况については、特に論及していない。また褚寧と譚欣の論考でも、万曆叛乱については嘉靖叛乱と同様の要因によって生じたと推測することとどまる。

このため本稿では、嘉靖叛乱から万曆叛乱に至る経過を改めて論述するとともに、その背景となる右翼モンゴルによる圧迫、密貿易の拡大、部族社会の変動などの諸問題について検証する。従来の万曆西番叛乱に関する研究は、『明史』・『明実録』などの基本文献とともに、『平番得勝図卷』や、固原兵備道の劉伯燮が万曆叛乱鎮圧の経過を記した『平番紀事』などの史料を用いて進められてきた¹⁴⁾。本稿ではさらに従来ほとんど参照されてこなかった、万曆叛乱鎮圧を指揮した陝西三辺総督の石茂華の『毅庵總督陝西奏議』（以下、『陝西奏議』）も利用し¹⁵⁾、叛乱の経過とその背景について、より具体的な考察を試みる。

一 明代陝西西南部の「西番」

陝西西南部ではチベット系を主とする西番の諸部族が、臨洮府・洮州・岷州、及び鞏昌府南部の階州・文県一帯の山間部に居住していた。明代の陝西西南部における西番の風俗習慣については、李文君が簡明に論じているが¹⁶⁾、ここでも鄭曉『皇明四夷考』（嘉靖四三年〔一五六四〕成立）などの史料により概観しておきたい。

嘉靖三七年（一五五八）に刑部尚書兼兵部尚書として北辺問題の処理に当たった鄭曉は、その『皇明四夷考』において、西番は「本羌の属なり。凡そ百余種、河・湟・洮・岷の間に散処す」と記している¹⁷⁾。すなわち、西番はチベット系の羌に近く、多くの種族に分かれて洮河流域の河州・洮州・岷州や、湟水流域の西寧一帯に分散して居住していたという。「百余種」とあるように、西番の民族構成は単一ではなく、チベット族を中心に、モンゴル族・サリウイグル族¹⁸⁾・サラール族¹⁹⁾など複数の民族で構成されており²⁰⁾、族衆の多寡に応じて大小の部族に分かれていた²¹⁾。王継光

河州土指揮轄雲所轄珍珠族番民



河州土指揮轄雲所轄珍珠族番民



図一、河州のチベット系珍珠族

傳恆『皇清職貢図』（遼瀋書社、1991年）458～459頁より引用

によれば、河州・西寧・洮州・岷州一帯には明朝が認知したもので、計五〇八の部族が存在したという²²⁾。時代は下るが、清代の『皇清職貢図』（乾隆二六年（一七六一）成立）には、主要な西番の図像とその風俗に関する説明が記されており、図一はそのうち河州のチベット系珍珠族の図像である。

鄭曉は西番の風俗について、次のように総述している。

西番の風俗、大抵皆質直にして朴魯なり。上下一心、君臣友為りて、吏治に文無し。音楽は琴瑟を尚び、酪を食らひ氈を衣、毳帳に居り、耕牧に務む。很闘を好み、壯を貴び弱を賤し、恩を懐ひ利を重んじ、積を尊び詛を信ず²³⁾。

西番は概して実直かつ素朴であり、身分に大きな差は無く、君臣は友のような関係にあり、吏治には文書を用いなかつた。彼らは農業と牧畜で生計を立てており、乳製品を食べて毛織物を着用し、毛皮で作ったテントに住んでいた。また闘争を好む一方で、チベット仏教を篤く信仰していたという。

西番とチベット仏教の関係については、『憲宗実録』にも洮州と次のような記録がある。

四川の境界地帯に居住する阿昔洞族の土司の言として、我が西番の大小二姓は悪を為し、之を殺すも懼れず、之をしほつけ醜にするも懼れず。惟だ国師・刺麻中ラマに在りて勸化せば、則ち心を革めて信服し、善を崇び演教す。… 禪師遠丹蔵ト・都綱子瑋は戒行精専し、番蛮信服す。乞ふ、撫諭して勸化せしめむことを²⁴⁾。

部族の大小を問わず、西番は明朝に対して「悪」事を行い、残虐な処罰が課されることを恐れないが、国師などのチベット僧に教化されれば、改心して明朝に従うようになるという。このように西番社会ではチベット仏教が篤く信仰され、チベット僧はその宗教的権威をもって部族を教化する立場にあり、明朝はチベット僧に国師や禪師などの名号を与えて部族を教導させていたのである。

これらの西番諸部族を統治するため、明朝は陝西西辺に河州衛・西寧衛・洮州衛・岷州衛などの西番諸衛を設立した。部族長には、管轄部族の規模に応じて指揮使・千戸・百戸などの衛所の武官職を授けて土司に任じ、漢人将官の統制下に組み入れたうえで、明朝の武官の名義で部族を統率させた。

あわせて西番を政治経済的に懐柔・統制するために実施されたのが、朝貢と茶馬貿易である。万暦「大明会典」によれば、洮州・岷州の西番は三年一貢が認められ、仏像や仏画のほかに馬や駱駝などの家畜、その毛皮や乳を利用した毛織物や酥油、鎧や刀などの武器を貢納し、賞賜を得ていた⁽²⁵⁾。一方の茶馬貿易は、河州・洮州・西寧に茶馬司を設置して、明の茶と西番の馬を交易することとした。当初、茶馬貿易は三年に一度の実施と定められていたが、嘉靖三〇年（一五五一）以降は毎年実施されるようになった。茶馬貿易に際しては、明朝は西番を生番と熟番に区別し、待遇に差をつけていた。熟番は茶馬貿易に参加する部族であり、一般に漢人地区の近くに居住し、明朝との関係が深く、漢化の程度も比較的高かった。一方、生番は漢人地区から離れた地域に居住し、明朝との関係も疎遠で茶馬貿易に参画せず、漢化の度合いは比較的低かった⁽²⁶⁾。

二 陝西西南部における「西番」叛乱

西番諸衛に編成された諸部族と明朝の間では、一五世紀までは概ね安定的に朝貢や茶馬貿易が行われていた。しかし先述のように、一六世紀には嘉靖八、九年と万暦二、四年の二回にわたり、大規模な西番叛乱が発生するに至る。嘉靖

叛乱については、いくつかの先行研究がその発生の背景について論じており、密貿易の拡大に伴って茶馬貿易が衰退し、明朝の統制が弱体化するなかで、右翼モンゴルの攻撃により困窮した西番が漢人地区を略奪し、それが激化して叛乱に至ったことを明らかにしている²⁷⁾。ただしこれらの先行研究では、嘉靖叛乱の経過自体への言及は簡略なものにとどまる。このため本節では先行研究が利用した『世宗実録』のほか、嘉靖叛乱鎮定の総指揮を執った王瓊の『西番事蹟』も利用して、この叛乱の顛末を概観しておきたい。

また上述のように、万曆初年の西番叛乱については、既に先行研究によって、『神宗実録』・『平番得勝図卷』・『平番紀事』などによりその概要が明らかにされているが、本節ではさらにこの叛乱鎮圧を指揮した石茂華の『陝西奏議』も利用して、その経緯をあらためて概述することにした。

(1) 嘉靖初年の「西番」叛乱

嘉靖八年(一五二九)頃、洮州・岷州の西番は行旅や近隣住民に対する略奪を繰り返していたが、迎撃に向かった現地の漢人将官は西番の反撃を受けて戦死し、他の官員は敢えて西番地区へ進攻しようとしなかった。このため兵部尚書兼陝西三辺総督であった王瓊は、略奪を行った部族を討伐することを建議した。これを受けて洮岷兵備道の高登が、略奪が発生するたびに討伐を実行し、西番は明軍を畏怖するようになったという。しかし、高登が転任すると洮州・岷州の防衛責任者は全て空席となり、さらに固原鎮の守備隊がオルドス方面に転出したため、明軍の防衛態勢は弱体化した。西番はこの機に乗じて臨洮・鞏昌の漢人地区に侵入し、軍事拠点への攻撃や漢人に対する略奪・暴行を繰り返すようになった²⁸⁾。この時、西番による臨洮・鞏昌への侵入は年間数十回にも及んだという²⁹⁾。

こうした状況に対し、嘉靖九年(一五三〇)二月には固原から約五〇〇〇人の明軍が洮州・岷州へ派遣された。明軍が武力攻撃に先立って西番に対する説得を試みたところ、洮岷東路の術舍族など三一族、西路の答祿失族など一三族、岷州の西寧溝族など一五族、計五九族が応じ、明軍の宣諭を受け入れて降伏した。降伏した部族には褒賞とともに、明

朝に帰順したことを示す白旗を与え、原住地へ帰らせた。しかし、洮州東路の若籠族や西路の板爾族など一族、岷州の刺即族など五族は、險阻な地形を頼りに投降勸告を無視した。

このため翌三月には、明軍は西番地区のさらに奥地へ進軍して集落に直接攻撃を加えた。洮州西部の著落寺に到達した段階で大墻垣族など一〇族が降伏したが、板爾族のみは最後まで抵抗を続けた。三月下旬、明軍は残る反抗勢力の集落を大部隊で攻略し、叛乱鎮定は完了した³⁰。この間、明軍は首謀者である若籠族・板爾族を壊滅させたほか、洮州・岷州一帯で約七〇族を降伏させ、多数の家畜や器械を獲得した³¹。

(2) 右翼モンゴルの青海進出と辺境防衛の弛緩

嘉靖叛乱の契機となったのは、右翼モンゴルが陝西西南部に侵攻し、西番を直接的に攻撃・略奪したことであった³²。嘉靖叛乱の鎮圧後も、右翼モンゴルは青海からチベット高原東部にかけて勢力範囲を広げていったが、そのことは万暦初年の西番叛乱にいかなる影響を与えたのであろうか。ここでは万暦西番叛乱の時代的背景として、関連する先行研究により、正徳年間から万暦初年にいたる右翼モンゴルの青海進出の過程と、明朝の辺境防衛の実態を概観しておきたい。

右翼モンゴルの青海進出は、ダヤンの重臣であったイバライが、正徳四年（一五〇九）頃にダヤンと対立してオルドスから青海に遁入したことを契機とする。以後、イバライは約二〇年に亘って青海を拠点とし、西寧や陝西西南部の河州・洮州・岷州・臨洮を略奪した。イバライの攻撃を受けて困窮した洮州・岷州の西番は、臨洮・鞏昌の漢人地区へ侵入して物資を略奪するようになり³³、やがて嘉靖八年には大規模な西番叛乱を起こすに至った。

嘉靖十一年（一五三二）にイバライはオルドス万戸長グンビクなどに青海を逐われ、陝西西南部における西番社会の秩序も回復に向かった。青海ではイバライの残党ボルハイが新たな盟主となったが、嘉靖三八年（一五五九）にアルタンら右翼モンゴルによって駆逐された。以後アルタンは青海・松山に親族を配置して拠点化を進め、青海進出を本格化させていった³⁴。隆慶五年（一五七二）には明朝と右翼モンゴルの間で隆慶和議が結ばれ、明朝はアルタンに順義王

の称号を与え、朝貢貿易と長城沿線における互市を許可するとともに、明朝内地への略奪を禁じた³⁵⁾。これにより、右翼モンゴルによる陝西西南部の西番地域への略奪も次第に鎮静化したようである。

その一方で右翼モンゴルは青海進出を続行し、チベット東部や四川西北部にも勢力を拡大していった。特にアルタンの子ビントは青海を拠点とし、四川西北部の作児革・白利等の諸部族を征服し、四川の松潘に住む西番・漢人とも気脈を通じていたという³⁶⁾。万曆叛乱の終結後の出来事ではあるが、万曆六年四月には、「俺荅の子賓兔、衆を率ゐて熟番甘藏等の族の頭畜及び岷州の軍馬を擄掠し、声言して旧洮州境外に在りて開中市馬するを要む」とあるように³⁷⁾、ビントが洮州の西番の家畜や岷州の軍馬を略奪し、洮州の境外で馬市を開くよう要求したという。隆慶和議により右翼モンゴルが明朝領内に侵攻することは禁じられていたが、実際には散発的に西番地域での略奪が行われていた可能性がある。このように右翼モンゴルは青海からチベット東部・四川西北部へと進出し、陝西西南部の西番地域を取り巻くように勢力を拡大していた。次節で述べるように、当地の西番は茶馬貿易の枠外で四川西北部の松潘地方と盛んに私茶を交易するとともに、青海の右翼モンゴルにも盛んに私茶を転売していた。嘉靖初年の西番叛乱が右翼モンゴルによる直接的な略奪を契機として発生したのに対し、万曆初年の西番叛乱はこうした略奪よりも、むしろ陝西西南部から青海・四川に及ぶ辺境地域における密貿易の拡大を主たる背景として生じたと思われる。

その一方、隆慶和議によってモンゴルの明朝領内に対する侵攻がひとまず鎮静化すると、対モンゴル防衛に当たる明朝の北辺駐屯軍の規律は弛緩し、防備態勢は弱体化した。そのことは陝西西南部においても例外ではなかった。万曆三年時点における陝西西南部の防衛は、陝西総兵官の下で河州参将が河州・臨洮一带を、洮岷参将が洮州・岷州一带を、階文西固参将が階州・文県・西固城一带を管轄し、さらにその下で岷州守備・西固城守備・文県守備が城・堡などの軍事拠点を監督していた³⁸⁾。しかしこれらの将官は西番による略奪を阻止できず、事件を隠蔽して責任逃れを繰り返していた³⁹⁾。

特に河州・洮州では、参将同士が責任を押し付け合い、激しく対立していたことが記録されている⁴⁰⁾。また当時の北

辺における将官の中には、借金を元手に贈賄して任官した「債帥」も多く、彼らはしばしば軍糧を着服して借金返済に充てていた。階州においても「債帥」が往往にして軍糧を横領して私的に運用していたという⁴¹。こうした軍紀の弛緩によって軍兵の弱体化も進み、洮州の西番は「洮州の兵は単弱にして撓し易し」と明軍を侮り⁴²、階州の西番も「我が軍の怯弱にして敢へて他を殺す莫きを明挾し、又た山険の兵馬入り難きを恃み、因りて累りに肆に凶を逞しくして悪を為」したと伝えられる⁴³。このような明朝駐屯軍の軍紀の弛緩と防備の弱体化も、万曆初年に西番叛乱を招いた一因であったと考えられる。

(3) 万曆初年の「西番」叛乱

万曆初年の西番叛乱は、万曆二年（一五七四）から同四年（一五七六）にかけて、黄河の支流である洮河流域の河州・洮州、及び嘉陵江の支流である白水江流域の階州・文県で発生した。陳・朱によれば、洮州一帯では、列咂族・失刺族・參多族・巴舍哈族・劄杓他族・洛卜族・官洛族・下沙麻族・曾卜結族などが叛乱に関与した。また階州では、阿木族・山洞峪族・夏后頭族・栗子莊族などが、文県では千哈族・劄哈族・咱細族・日霧族などが、それぞれ叛乱に関与したという⁴⁴。以下、『神宗実録』・『平番紀事』・『平番得勝図卷』・『陝西奏議』などにより、その経過を概説しておく。

万曆二年より、洮河上流の山間部に居住する西番は、中下流域の河州・臨洮一帯で略奪を繰り返すようになった。当該地域の責任者である洮岷参将与河州参将は、互いに責任を転嫁して略奪事件に対処しなかったため、西番による略奪事件は次第に激化した。同年一二月、階州では山洞峪の部族長狗兒がチエンハ族などを糾合して略奪を働いた。階州守備の范延武は迎撃に向かったが、西番の罠に掛かって捕虜となり、多くの将兵が死傷した。その後、階州知州らは西番に身代を差し出して范延武の身柄を取り戻した⁴⁵。

万曆三年（一五七五）二月、陝西三辺総督の石茂華は頻発する略奪事件を收拾すべく、本格的な対応に乗り出した。まず略奪に関与した部族を調査し、妄りに無辜の者を巻き添えにしない方針を定めた。次いで西番に対して略奪の首謀

者を引き渡すよう要求し、応じなければ武力攻撃に踏み切る旨を傳達した。同年四月、洮州のシャーマ族が略奪品を返還したが、その部族集団の首長古六は首謀者を引き渡すことなく山中に潜伏し続けた。そこで石茂華は通達通り洮州へ出兵し、シャーマ族の集落を攻撃した。明軍は大戦果を挙げたが、将官同士の不和により一人の将官が無断で撤退し、残された部隊が包圍殲滅されるといふ重大な損害も出した。当事者には厳罰が科され、石茂華自身も万曆帝から叱責を受けた。なお、その後シャーマ族の殘党はスーラ族・ザゾダ族の集落に撤退し、さらにパーシエハ族・ゼンブジェ族などと連合して略奪を再開したといふ⁽⁴⁶⁾。

翌五月には、洮州に続いて階州・文県への出兵が行われた。明軍は西番が立て籠もる険阻な山地を攻略し、集落に放火して徹底的に攻撃した。この攻撃で山洞哈族と栗子荘族は壊滅し、他部族の生残者は山中の林へ逃走した。しかし数カ月後には、階州・文県の西番は漢人に対する拉致・略奪を再開した⁽⁴⁷⁾。

同年九月、西番が作物の收穫のために居住地へ戻る時期に合わせて、明軍は洮州へ再出兵した。明軍はスーラ族・サンド族・ザゾダ族・ロボ族・パーシエハ族などの集落を攻撃して壊滅状態に追い込み、多数の戦利品を得た。最終的に計七一族が明軍に降伏し、以後略奪を行わないことを誓ったとされる。しかし、洮州の部族を統率していた古六とアル苔の兄弟は降伏を拒否し、遠方の山中へ逃亡した⁽⁴⁸⁾。

万曆四年二月、陝西西南部一帯の防衛を分担する洮岷參將・河州參將ら将官は、グーロとアルタが籠る山地に赴き、降伏と首謀者の引き渡しを要求した。グーロとアルタは遂に降伏し、首謀者四名の首級と二名の身柄を差し出し、家畜を献上して再犯しないことを誓った。明軍はグーロとアルタを赦免し、叛乱前と同様の待遇で洮州の西番社会の監督を委ね、茶馬貿易を再開した⁽⁴⁹⁾。これにより、洮州一帯における叛乱は終結した。

同年六月、階州・文県の部族が漢人樵夫を拉致したことを機として、明軍は階州へ再出兵した。明軍は栗子荘族の殘党と夏后頭族を壊滅させ、その他の部族を降伏させた。この時、階州・文県一帯に居住する多くの西番が明軍に恭順の意を示し、協力を申し出たとされる⁽⁵⁰⁾。こうして階州・文県の平定も完了した。以上が、万曆初年に洮州・河州・階州・

文県で発生した西番叛乱の概要である。

叛乱鎮圧後、明朝は洮州のレザ族や階州のアム族などの有力部族に部族集団を統率させ、朝貢や茶馬貿易を再開して西番社会の秩序回復を図った。さらに万暦六年（一五七八）には、洮岷参将を洮岷副総兵に改編し、他の参将との連携を強化して有事の対応力を向上させた^⑤。時折、右翼モンゴルが西番を略奪する事件も発生したが、隆慶和議に基づき、明朝とアルタンの間でその都度平和的な解決が図られた^⑥。こうした施策の結果、アルタンが死去する万暦九年（一五八一）末までは、明朝・西番・右翼モンゴルの間で大規模な略奪事件や軍事衝突は起きず、三者の間には比較的安定した状態が維持されたのである。

三 洮州の「西番」社会と万暦叛乱

万暦初年の陝西西南部において西番叛乱が発生した要因については、『神宗実録』・『平番紀事』・『平番得勝図巻』・『陝西奏議』などの史料にも明確な記述は残されていない。嘉靖叛乱が発生した主因は、モンゴル王侯が陝西西南部に侵入し、直接的に西番を略奪したことであった。しかし万暦初年には隆慶和議によつて右翼モンゴルは明朝領内への侵入を抑制しており、彼らが直接的に陝西西南部の西番を攻撃・略奪したことを示す記録は乏しい。したがって、右翼モンゴルの青海進出の影響も考慮すべきではあるが、万暦叛乱の主因は、むしろ明朝による西番統治の動揺や西番社会内部の変動に求めるべきであろう。

『平番得勝図巻』に描かれたように、万暦初年に特に大規模な西番叛乱が発生したのが洮州であった。洮州には西傾山東方に源を発する洮河が流れており、洮州を経て岷州まで東流した後、北へ屈曲して臨洮府を流れ、蘭州西方で黄河に合流していた。洮州はその上流部に位置しており、西は青海、南は四川と接する境界地域でもあった。洮州・岷州には民政府は置かれず、洮州衛と岷州衛が設置され、漢人と西番の軍民を支配していた。洮州の西番は明初から茶馬貿易を

〔万暦初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景（新藤）〕

通じて明朝との関係を維持しており、茶馬貿易の変動が洮州における西番叛乱の重要な契機となったと考えられる。このため、本節ではまず一六世紀初頭からの茶馬貿易の変容に着目し、明朝と西番の関係性の変化を検討する。

(1) 茶馬貿易の変容と密貿易の拡大

一六世紀の陝西西南部で密貿易が拡大した重要な契機として、一五世紀末の弘治三年（一四九〇）頃、茶馬貿易に用いる茶の運搬法が「官運」から「商運」に変更されたことがある。「官運」とは、政府に雇われた軍夫が生産地から茶馬司まで茶を運ぶ方式である。運搬の過程は都指揮使司と布政使司の官員によつて監視され、茶馬貿易は完全に明朝官員の統制下で行われた。官運を実施していた時期は、明朝当局が茶の運搬から茶馬貿易までの全過程を監督していたのである。一方の「商運」は、商人に茶を運ばせる代わりに一部の茶の販売権を与える方式であった。具体的には、商人が生産地から茶馬司まで茶を運ばせ、茶馬司には茶馬貿易で使用するために四割を納入させ、残り六割は商人に与えて販売することを許可した。

当時、明朝は茶馬貿易以外の方法で茶を西番地区へ持ち出すことを禁じていたが、商人は禁令を破つて西番との密貿易に乗り出した。その際、商人は良質な茶を密貿易に使用し、茶馬司には粗悪品を納入することが常態化していた。茶馬司の官員も納入された茶を十分吟味しないまま倉庫に収納したため、貯蔵された茶は新旧入り混じり、茶馬貿易で用を為さないほど劣化した。こうして、商人が茶の運搬を担うようになったことを機に密貿易が拡大し、茶馬司官員の怠慢と相まって正規の茶馬貿易は圧迫を受けるようになった⁸³⁾。なお、密貿易では茶と馬のほか、漢人の鉄器・塩・布製品などの生活用品と、西番の毛織物や畜産品も取引されていた⁸⁴⁾。

商運の開始から間もない弘治十七年（一五〇四）、陝西巡撫であった楊一清は、当時の西寧・河州・洮州における密貿易の実態を次のように記している。

西寧・河州・洮州地方の土民、番族に切隣し、多く番語を会す。各省の軍民、流聚すること鉅万にして、番に通じ

馬を買ふ。土民を雇傭し、伝訳・導引せしめ、群附党援し、深く番境に入り、潜住して出でず。特だに軍民のみならず、軍職も将官自り以下、家人・伴当をして通番せしめざるもの有る少なし。番人其の恐嚇を受け、馬牛は其の計取に任す。変詐漸く萌し、憤を含むも未だ発せず⁽⁵⁶⁾。

西寧・河州・洮州の地元民には西番の言語を解する者が多く、各地から集まった軍人・民間人は地元民を雇つて道案内や通訳をさせ、西番との密貿易を行つていた。また将官以下の軍人も、家人や伴当などの従者を通じて密貿易に関与していた。一方、西番は漢人の密貿易者に脅迫されて牛馬を収奪され、不満や怒りを抱えていたという。嘉靖叛乱が発生した背景には、このような漢人商人による搾取や交易紛争もあったと考えられる。

嘉靖叛乱が終息してからも、漢人商人と西番との密貿易は拡大し続けた。西番社会全体としては、漢人商人による搾取以上に、密貿易がもたらす利益が大きかったのである。嘉靖一五年（一五三六）には、戸部尚書の梁材が陝西西南部における密貿易の実態を次のように報告している。

茶司の地方は則ち皆番と隣為り。関隘少なくて岐路多く、其の相通すること固より已に易し。：往來の路に関河の限有りと雖も、交通の利は三倍の多きに止まらず。：番地の産する所は馬多く、吾の易ふる所は馬に在り。番人をして馬有りて市する所無からしめ、吾の茶に禁有りて通ずる所無ければ、其の勢ひ必ず相ひ求めむ⁽⁵⁷⁾。

茶馬司が置かれた河州・洮州・西寧などは西番地区と隣接し、道中の関門は少なく分かれ道が多いため、漢人が西番と接触して取引することは容易であった。また、密貿易では正規の茶馬貿易の三倍以上の利益が得られたという。西番は大量の馬を保有していたが三年毎の茶馬貿易でしか取引できず、漢人は茶を有していても商運に携わる商人のほかは取引することを禁じられていた。こうした状況で西番と漢人が結託して密貿易に至るのは必然的であったという。

さらに嘉靖末年には、「松潘は洮(州)・河(州)と近し。故に私茶往往にして闌出し、番夷と通ず」とあるように、西番との密貿易は陝西西南部から四川方面にも拡大していった⁽⁵⁸⁾。明初以来、陝西地方における茶馬貿易では、四川茶と漢中茶が用いられていた。しかし明代中期の成化年間（一四六五〜一四八七）頃から、湖南茶が密貿易によつて陝西

地方に流入し始め、西番の朝貢使節も大量の湖南茶を密買して四川・チベット方面に搬入し、巨利を博していた。これに漢人商人や文武官員が便乗した結果、一六世紀後期にかけて大量の湖南茶が四川・陝西に流入し、万曆初年には密貿易と茶馬貿易の双方で湖南茶が主流となつていく⁶⁸。万曆二三年（一五九五）には、陝西巡按御史の李楠が「奸商は湖南の賤を利として、境を踰へて私販し、番族は私茶の利を享けて、馬を納むるに意無し」と指摘しており、漢人商人は西番地域に入つて安価な湖南茶を密売し、西番は専ら湖南茶を求めて正規の茶場貿易に応じなくなつていったという⁶⁹。さらに、嘉靖後期から右翼モンゴルの青海進出が本格化するとともに、密貿易は青海地方にも拡大した。万曆十九年（一五九一）に明朝のモンゴル対策を主導した鄭洛は、次のように記録している。

生番は熟番に托して以て交通し、海虜は番族に附して以て私買す。甚しきは一種の奸商有り。私かに茶籠を挟み、深く番地に入り、其の貨殖を利とす。又た一種の奸夷有り。私かに茶籠を載せ、遠く虜穴に抵り、其の厚利を収むれば、則ち其の歲月往来し、交結・貿易する者、禁ずるも猶ほ禁ぜざるがごとし⁶⁹。

漢人との関係が希薄な「生番」は、漢人との接触が多い「熟番」を介して交易を行い、青海に抛るモンゴル人も西番と結託して密貿易を行つていた。こうした状況の下、まず漢人の「奸商」が西番の居住地に赴いて茶を密売し、次いで西番の「奸夷」が「奸商」から購入した茶を青海のモンゴル人に転売して、いずれも大きな利益を得ていた。明朝はこのような密貿易を禁じていたが、取り締まりは有名無実化していたという。こうして嘉靖から万曆にかけて、密貿易は陝西西南部のみならず、四川・青海にも拡大していったのである。

（2）西番との密貿易に対する立法措置

嘉靖八く九年の西番叛乱の後、明朝は陝西西南部における密貿易の拡大に対し、新たな立法措置を講じた。『大明律』の「私茶」条では、私茶密売に対する処罰は私塩と同じく杖一百徒三年とされていた⁶⁹。成化一八年（一四八二）には、五〇〇斤以上の私茶を密売した場合は充軍（衛所における強制服役）に処すことが定められた⁶⁹。さらに嘉靖十九年（一

五三〇)に頒行した「嘉靖間刑条例」では、私茶密売に関して新たに二つの条例が定められている。第一の条例の前半部には、次のようにある。

凡そ私茶を興販し、辺境に潜住して番夷と交易し、及び腹裏に在りて販売して進貢回還の夷人に与ふる者は、斤數に拘はらず、知情せる歇家・牙保と連に、俱に煙瘴の地面に発して充軍せしむ。其の西寧・甘肅・河州・洮州に在りて販売せる者は、番に入らずと雖も、一百斤以上は附近に発し、三百斤以上は辺境に発し、各充軍せしむ。前數に及ばざる者は、律に依りて擬斷し、仍りて枷号すること兩箇月なり⁶³。

密かに辺境に赴き「番夷」に私茶を密売し、或いは内地で朝貢使節に私茶を密売した場合は、交易額に拘わらず仲買人などと共に最辺境の衛所に充軍とする。さらに西寧・甘肅・河州・洮州などで私茶を密売した場合は、西番の地に入らずとも、一〇〇斤以上は附近の衛所に、三〇〇斤以上は辺境の衛所に充軍に処すとしたのである。

またこの条例の後半には、次のようにある。

軍官・將官、弟男子姪を縱容して興販せしめ、及び守備・把關・巡捕等の官の情を知りて故に縱す者は、各一級を降し、原衛所にて帶俸差操せしむ。覺察を失する者は、常に照らして発落す。若し守備・把關・巡捕等の官、自ら私茶を興販するを行い通番する者は、辺境に発す。西寧・甘肅・洮(州)・河(州)に在りて販売すること三百斤以上に至る者は、附近に発し、各充軍せしむ⁶⁴。

武官が子弟の私茶密売を放任し、あるいは密売を取り締まるべき守備・把關・巡捕などの官員が密売を見逃した場合は、官品一級を下して原職を免じ、元来の衛所で服務させる。また守備・把關・巡捕などが自ら私茶を「番夷」に密売した場合は辺境で充軍とし、西寧・甘肅・洮州・河州において三〇〇斤以上の私茶を密売した武官は、附近の衛所で充軍とするという。この条例において、特に西寧・甘肅・河州・洮州などを名指しして罰則が規定されているのは、この地域一帯が茶馬貿易の衰退と表裏して私茶密売の主舞台と化し、現地の武官や兵士もしばしば密売に関与していたことを示している。

次いで第二の条例では、次のように規定されている。

陝西洮州・河州・西寧等の処の行茶の地方、但し番名を冒頂し、老弱不堪の馬を將て、二匹以上中納し支茶する者有らば、官軍は別処の極辺の衛分に調し、帶俸差操せしむ。民并びに舍余人等は、附近の衛分に発して充軍せしむ。冒支せる茶斤は俱に官に入らしむ。參將・撫夷等の官の本身、并びに子弟軍伴人等を縦容し、二匹以上を冒中せる者は、一体に辺衛に問調し、帶俸差操せしむ。医獸・通事・土民人等、通同作弊せる者は、枷号すること一箇月にして発落す⁽⁶⁵⁾。

この条例では、陝西の洮州・河州・西寧での茶馬貿易において、西番の名義を騙つて老弱な馬と茶を交易した場合、武官や兵士は極辺の衛所で服務させ、人民は附近の衛所で充軍に処すと規定する。この条文でも特に洮州・河州・西寧が名指しされており、陝西西南部における私茶密売や茶馬貿易の不正行為は、朝廷でも当該地域に特化した立法を必要とする重大な問題だと認識されていたのである。

このように、嘉靖年間には特に陝西西南部の西寧・河州・洮州などを対象として、私茶密売や茶馬貿易における不正に対する処罰が厳罰化された。しかし、その後も私茶の密貿易や茶馬貿易の私物化が抑制されたかは疑わしい。なお万曆一三年(一五八五)に重修された「万曆問刑条例」では、「西寧・甘肅・河州・洮州・四川雅州」において私茶を密売した場合、一百斤以上は附近の、三百斤以上は辺衛の衛所に充軍に処すとされており、嘉靖問刑条例の「西寧・甘肅・河州・洮州」に、新たに「四川雅州」が加えられている⁽⁶⁶⁾。前述のように、嘉靖末年には西番との密貿易は陝西西南部から四川西北部にも拡大しており、問刑条例の改定も、このような密貿易の地域的拡大に対応した措置であった。

(3) 部族社会の秩序変動

固原兵備道として万曆西番叛乱の鎮圧に当たった劉伯燮は、『平番紀事』で洮州の西番の風俗を次のように記している。番旧洮州一帯を環り、東南は洮河に遡^もひて居り、直ちに西北は河州の麻山関・景古城に至る。…牛馬を畜ひ、酥酪

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景（新藤）



図二. 明軍（左）と西番（中央）の交戦

『平番得勝図巻』（『岐陽世家文物図像冊』中国造営学社、1937年）より引用

を食らひ以て生を為す。婦女は出づるに犏牛に乗り⁶⁷、亦た鞍轡有り、男は駄駝に騎る。：角弓・寛箭、馬上飛ぶが如し⁶⁸。

洮州の西番は洮州衛西方にある旧洮州一帯や東南の洮河沿岸に居住しており、そこから西北へ向かえば河州の麻山関・景古城に至る。彼らは牛馬などの家畜を飼育し、その乳を加工して日常食とするほか、移動や戦闘に利用し、馬上で弓矢を迅速に操っていたという。

西番の乗馬と戦闘については、万曆叛乱鎮圧を指揮した陝西三辺総督の石茂華も、「人皆騎射・角弓・寛箭に習熟し、馬上飛ぶが如し。名は番と為すと雖も、其の強勁なること虜と二無し」と評価している⁶⁹。これを視覚的に裏付けるのが、『平番得勝図巻』中で明軍と洮州の西番が交戦する場面を描いた図二である。画面中央で鎧兜を着用せずに散開する西番は、騎馬で画面左側の明軍に突進しており、優れた乗馬・戦闘能力を有していたことが窺える。万曆叛乱では、図二に描かれたような姿で旧洮州一帯から河州や臨洮へ騎馬で移動し、戦闘・略奪を行ったと推測される。

洮州の西番はレザ族を中心とする部族集団を形成して

いた。万曆初年にその盟主の座にあったのはレザ族の部族長古六・アル荅の兄弟であり、明朝とは次のような関係にあった。

列嘸族の番人古六・アル荅は積祖境外の生番なり。始初洮州に撫降し、納中茶馬す。毎年招易の時、調来して境に臨み、馬を納めて茶を領す⁽⁷⁶⁾。

レザ族は代々明の境域外に住み、明初に帰順して以来、茶馬貿易を行っており、明朝との関係は概ね良好であった。また茶馬貿易の衰退を背景として、嘉靖二八年にその制度改革が議論された際には、「今、近年納馬せる諸番を按ずるに、惟だ洮州衛の列嘸等三族のみ旧と為す」と記されており、茶馬貿易に応じる部族が減少するなかでも、レザ族は依然として貿易を行っていたことが確認される⁽⁷⁷⁾。

しかし嘉靖後期になると、レザ族を中心とした部族社会の秩序は動揺を深めていった。『平番紀事』はその状況を次のように記している。

洮番に列嘸一族有り。中馬に頭目たりて、洮河一帯の諸番族は皆部落に属す。正(徳)末嘉(靖)初に老板的なる者有り。号令頗る行われ、諸番警服し、数十年事無し。板的故し、古六・アル荅嗣ぐ。兄弟相構へ、相ひ睦まじくせず。下の諸番族、遂に之を漫視し、号令も亦た能く行はれず⁽⁷⁸⁾。

レザ族は茶馬貿易を統轄し、洮河一帯の部族社会に盟主として君臨しており、嘉靖初年まではレザ族の族長ラオバンディが部族社会を統率して秩序を維持していた。しかしラオバンディの死後、後継者であるグーロ・アルタ兄弟は対立し、その配下の諸部族も二人を軽視して命令に従わなくなつたという。

さらに『平番紀事』では、前掲の記事に続けて次のように記す。

河州の狡民劉大経・大紀兄弟、常相巴・侯劄石竹等日彼と通ず。…列嘸の部落の失刺・參多・下沙麻・曾卜結・巴舍哈・劄杓他・碾班・洛卜等の族、日肆に麻山関等の処を劫掠し、列嘸禁ずる能はず。会(劉)大経等騙害すること頻多なり。夷性常ならず、列嘸も亦た其の衆を率ゐ、(劉)大経及び常相巴の牛畜を掠むるを為し、併びに

人を殺し、以て夙忿を償ひ、忌憚する所靡し。防守官軍に能く制する莫し⁽⁷⁵⁾。

「河州の狡民」である劉大経・劉大紀兄弟や、常相巴・侯劄石竹らは、レザ族と常に通じていた。一方、レザ族配下の諸部族はしばしば河州の麻山関などを略奪していたが、レザ族はそれを禁圧できなかつた。さらに劉大経らが度々西番を欺いたため紛争が生じ、レザ族は報復のため、劉大経・常相巴の家畜を奪い人を殺すなど暴徒化した。明朝の官軍もこれを抑制できず、混乱が拡大していったのである。

「河州の狡民」とされる劉大経・劉大紀兄弟は漢族、常相巴・侯劄石竹は非漢族であろうが、レザ族などの洮州の西番は、その北方に位置し蘭州にも近い河州の勢力を通じて密貿易を行っていたわけである。陝西三辺総督の石茂華も『陝西奏議』において、「古六・アル荅、陽に順にして陰に逆なり。景古城の通番の人と私かに相ひ交通し、買売して構釐す」と記しており⁽⁷⁶⁾、グーロとアルタは河州の景古城の「通番の人」と密貿易を行い、その過程で交易紛争が発生したと伝えている。また『明史』西番諸衛伝にも、「洮州の番人、河州の奸民其の物貨を負ふを以て、内地に入掠し、他族も亦た機に乗じて乱を為す」とあり⁽⁷⁷⁾、レザ族は河州の奸民に貨物を騙し取られた報復として内地を略奪し、他の諸部族もこれに乗じて蜂起したという。

このように万曆初年にはレザ族を初めとする洮州の西番は、河州の「通番の人」と日常的に共通して密貿易を行っていたが、その過程で交易紛争が生じることも稀ではなかつた。レザ族による西番諸部族の統制も弱体化し、明朝の文武官員も安定的な交易秩序を維持することができなかつた。こうした状況下で西番と「通番の人」との交易紛争は暴力化し、万曆初年には大規模な西番叛乱へと発展したのである。

四 階州・文県の「西番」社会と万曆叛乱

万曆初年における西番叛乱の主要発生地を見ると、洮州が黄河の支流である洮河の上流域に位置したのに対し、階州・

文県は長江水系の嘉陵江の支流である白水江流域に属していた。階州・文県では西番と漢人の居住地域は隣接していたが、洮州とは異なり、階州・文県の西番は茶馬貿易を行っておらず⁽⁷⁶⁾、西番叛乱の主因は必ずしも密貿易の拡大や交易紛争の激化ではなかったようだ。このため本節では、当時の階州・文県の地域的特質や社会経済状況に注目して、西番叛乱の背景を検討することにした。

(1) 金銀採掘と鉏山労働者の流入

階州・文県は、陝西西南部と四川西北部が接する山間部に位置しており、内地とは異なる独特な風俗が形成されていた。康熙『鞏昌府志』には、「耕すに糞田せず、女に織紡無く、樵採・煎塩し、倚りて以て生を為す」とあり⁽⁷⁷⁾、階州の漢人は肥料を用いた耕作や機織り、糸紡ぎをせず、主に採樵や製塩によって生計を立てていたという。農業は満足に行えなかったことが窺われるが、一方で階州・文県は金・銀・水銀などの鉏物資源が豊富で、鉏山業が盛んであった⁽⁷⁸⁾。時代は下るが、万曆四四年(一六一六)に陝西右布政使として陝西各地を巡歴した畢自嚴は、階州・文県一帯に居住する漢人の実態を次のように述べている。

本道所属の階(州)・文(県)・成県等の処、咸硃洞有り。辺地の民貧しく、硃徒頗る多し。有司禁戢する能はず、甚しきは或ひは隱匿して報ぜず。近ごろ聞くに、每夥輒ち一二百人に至り、盃甲・馬疋有りて、銀兵を自称す。官軍之を逐ひて東驅せば則ち西走し、南驅せば則ち北走す。総じて前項の州・県の内を離れず⁽⁷⁹⁾。

洮岷兵備道が管轄する階州・文県・成県には硃洞があり、多くの辺境の貧民が鉏夫として流入していた。彼らは百人から二百人の集団を形成し、武装し騎馬したうえて「銀兵」と称し、州内・県内各地を移動して官軍の攻撃を逃れていたという。

時代は下るが、康熙『鞏昌府志』には階州の鉏夫について、「惟だ是れ金廠・龍窩の礦徒、羌・猓・番・狗に垂涎し、占籍して肆⁽⁸⁰⁾に窃するのみ」とあり⁽⁸¹⁾、鉏夫たちは階州に住み着き、しばしば周囲の羌・猓・(西)番・狗などの諸民

族を略奪していたという。また同書では文県の鉞夫についても、次のように記す。

第だ士狭く且つ瘠するを以て、刁猾無頼にして、斂剥の謀を為すを好む。亦た或ひは併せて「工を費やし淘金して資養せむ」と曰ふも、之を取るは甚だ艱し。徒らに涎口を啓きて、得るとも失を償はざるを知らず、反つて地方の累と為る⁽⁸⁾。

土地が狭く瘦せていた文県では、金銀採掘に生計の糧を求めめる者が多かったが、実際には採掘は容易ではなく、却つて損失を出し、地方社会に混乱を招いていたという。このように階州・文県一帯では、外地から移民が流入して鉞山労働に従事していたが、実際には十分な利益を得られず、農業資源も限られた土地で食い詰めた結果、近隣の少数民族を略奪するなどして社会不安を招いていたのである。

(2) 部族社会の秩序変動

『平番紀事』には「階番、三年一次進貢するに、刀を用て贄と為す。賞賜は数金を躰へず、甚だしくは利益無し。…文番、近日も亦た進貢せず」とあり⁽⁹⁾、階州の西番諸部族は三年に一度、明朝に朝貢して刀を献上していたが、賞賜は少額で利益は乏しかったという。一方、文県の西番は万曆初年には朝貢を行っていなかったようである。

また『平番紀事』は、万曆初年ごろの階州・文県の西番をめぐる状況を次のように記している。

階・文の番、各雄を為して相ひ下らず。国初、階番に阿木族有り。清淨禪師の教へを習ふ。曾て百戸を受封し、南外に在り。旧能く諸番を制馭するもの有るも、中に其の官を失ひ、遂に命を聴かず。山峒峪・塩麦・栗子莊・夏后頭・打牙・纏坪の諸族、相ひ軋ぎて南の二王家山の内に居る。文県の日霧・千哈・咱哈・西呉の四族は正南に在り。文(県)を憚りて階(州)を易り、時に出でて階患と為る。清淨禪師の教へ失伝し、諸番も亦た僧の化誨無し⁽¹⁰⁾。

階州・文県では、西番の諸部族が各地に割拠していた。当初には百戸の官職を与えられたアム族が、清淨禪師なるチベツト僧の教化のもとで諸部族を統制していた。しかしその後、アム族は百戸の官職を失い、諸部族はその統制に服さなく

なり、山間部の諸部族はしばしば階州を襲撃するようになった。また清浄禪師の教えも失われ、諸部族への教化も行われなくなったという。

西番が官職を継承する際には、継承者自身またはその使者が京師に赴き、現有の印信・誥勅を返還して新たな印信・誥勅の賜与を受領することが必要であった⁸⁴。明代後期にはアム族は北京に赴いて印信・誥勅を受領し、百戸の職位を継承することができなくなったのだと思われる。万曆二四年（一五九六）には、西番の首長刺卜爾がモンゴルに対する戦功により、チベット仏教の国師の名号を授与されたが、勅書や印信などを受給していなかったため、人々が信服せず部族を統率できなかつたと伝えられており⁸⁵、明代後期に至るまで、明朝による印信・誥勅の授与は、西番の首長が權威を確立する上で重要な意義を有していたことを示している。万曆初年にはアム族が百戸の職位を失い、西番諸部族に大きな影響力を持っていた清浄禪師の教化も失われたことにより、階州・文県ではアム族による諸部族の統制は空洞化し、部族社会の秩序も動揺を深めていったのである。

（3）漢人移民と西番の衝突

先述のように、階州・文県一帯に流入した鉏夫たちは、しばしば食い詰めて西番諸部族を略奪していたが、一方で西番諸部族が漢人の居住地域を襲撃することも稀ではなかつた。特に階州の山間地帯では、西番による漢人集落への襲撃が深刻な社会問題となっていた。万曆三〇五年（一五七五）一五七七）に陝西右参議であつた李維楨は、階州山間部における西番と漢人との關係を次のように記している。

山腰以下、皆民田を種ふる有り。居人或ひは数十家、或ひは百家、或ひは三五家住坐し、之を一堡と謂ふ。稍山脊を上げば、則ち怪石巉巖、深林蒼鬱として、番其の中に出没す。此れ一山なり。我番と之を共にす。番の拠る所は險地なり。我が拠る所は平地なり⁸⁶。

漢人は山地の中腹から麓にかけて田地を開墾し、「堡」と呼ばれる集落を形成して居住していた。一方、西番は山間部の

険しい岩地や深い林に居住していたという。また康熙『鞏昌府志』は、西番地区の生活環境について次のように記している。

蓋し番地は苦寒にして、五穀生ぜず。種ふる所は惟だ青稞・菽豆のみ。土人礎して炒麵を作り、雑まざるに蕪菁・酪漿を以てす⁽⁸⁷⁾。

西番地区は寒さが厳しいため主穀が育たず、栽培できる作物はハダカムギと豆類に限られた。西番はそれらを白で挽いて炒め、カブ類の野菜や乳飲料と混ぜて食べていたという。

こうした厳しい環境で暮らす西番について、李維楨は次のように述べる。

生番甚だ貧しく、虜掠するに非ざれば以て生を為す無し。…各番日夜林中に蔵れ、窺伺して我に耕樵する者有るを俟ち、即ち虜にして去る。其の意に他無く、我の贖を取るを望むなり。久しくして贖はずんば、或ひは之を役使し、服せずんば、或ひは兩相たがひに格闘し、彼始めて我が民を殺すのみ。番の抛る所は険にして、我が必耕・必樵の地とする所は険と隣為り。番の欲する所は劫掠にして、我が往耕・往樵する所の民は適たまたま其の欲するところに中たる。故に寇盜の事、日之無きは無し⁽⁸⁸⁾。

生産力に乏しい山間部に住む西番は、略奪なしでは生活が成り立たない。このため日夜林の中に潜み、漢人農民が採樵や耕作のために現れると、拉致して身代を要求した。身代が得られない場合は人質を役使し、反抗すれば格闘のうえ殺害したという。漢人の耕作・採樵地は西番地区と隣接しており、そこに現れる漢人は西番にとって格好の獲物であったため、拉致・略奪は常態化していたという。西番による身代の要求は、漢人農民に限らず明軍の武官にも及んだ。例えば万曆二年（一五七四）には、階州守備の范延武が西番に捕えられ、家畜や毛織物、生活用品などを身代として差し出すことで漸く解放された⁽⁸⁹⁾。

『陝西奏議』によれば、明軍はこうした事態を收拾すべく繰り返し出兵したが、険阻な地形に阻まれていずれも失敗に終わった。その際、西番は漢人から明軍出動の報を受け、山上から明軍の動向を窺って迎撃態勢を整えていたという⁽⁹⁰⁾。

このように漢人が西番と通じる行為は日常的に確認されていた。例えば同書には、「階州等の処、近山の軍民素より番夷と交通し、消息を伝通す。又兼ねて州民は守備の所轄に非ざるを以て、約束を聴かず、任意に出境し、番人と来往す」とあり⁽⁹⁾、階州では山間地附近の漢人が平素から西番と気脈を通じて情報を漏洩するとともに、階州守備の統制に服さず西番と往来していたという。

一六世紀の明朝の内陸・沿海辺境では、このように漢人が「外夷」の居住地域に入り込み、「外夷」と共に内地を襲撃・略奪する事態が確認されている。北辺では漢人が内モンゴルに流入して「板升」と称される集落を形成し、モンゴル人と共に明朝領内に侵攻していた。また東南沿海では、華人と日本人などが混在する倭寇集団が沿岸各地を襲撃・略奪していた。陝西西南部の西番をめぐっても、同様の事態が生じていたのである。

さらに漢人の中には西番と通じるのみならず、その状況を利用して明軍から利益を巻き上げようとする者もいた。「陝西奏議」では、その状況を次のように伝えている。

甚しきに至りては、買來せる男女を將て、ほしまま縦に樵採せしめ、老弱なる牲畜を山野に撒放し、故意に番賊をして搶去せしめば、すなは則ち揚言すらく、「官軍の防守嚴ならずして、地方失事す。要かならず行きて告理せむ」と。男婦を率領して、旗軍を撲打し、守備を挾制す。或ひは之が為に贖回するも仍ほ財を索め、或ひは賠償の価値を加倍す。官罪を懼るれば則ち軍糧を扣用す。軍に糧無ければ則ち逼迫して逃竄す⁽¹⁰⁾。

漢人の中には、人身売買で得た男女に採樵をさせたり、老弱な家畜を山野に放ったうえで、それらの人畜を意図的に西番に拉致・略奪させる者がいた。彼らはそのうえで官軍の防守が不備だったため人畜が奪われたと言い立てて集団で軍營に押しかけ、兵士に暴行を加えたうえ、官府に告訴すると階州守備を脅迫した。やむなく守備が西番に身代を差し出して人畜を取り戻しても、さらに財物を要求し、守備は軍糧を流用して賠償に充て、或いは逃亡を余儀なくされたという。李維楨も、明軍は漢人が越境して西番と通じることを防げず、越境した人民が西番に拉致されても、人民は処罰されず明軍が罪に問われると記している⁽¹¹⁾。また石茂華も、階州守備は軍糧を流用して西番に与え、それによって西番に

よる拉致や略奪を防ごうとしたと記している⁹⁴。こうした武官による軍糧の横流しは駐屯軍の士気を低下させ、兵士の逃亡や戦力の弱体化を招いた。その結果として、西番による拉致・略奪がさらに激化するという悪循環が生じていたようである。

おわりに

本稿では、嘉靖から万暦にかけての陝西西南部における西番社会を対象とし、その社会経済状況の変容に注目して、万暦初年の西番叛乱の経過とその背景に検討を加えた。嘉靖・万暦の西番叛乱は、いずれも右翼モンゴルが青海に進出し、チベット東部・四川西北部にも勢力を拡大して、陝西西南部にその影響が及ぶ状況下で発生した。ただし嘉靖叛乱が右翼モンゴルによる西番への攻撃・略奪を主な契機として発生したのに対し、万暦叛乱は必ずしも右翼モンゴルによる略奪を主因として発生したわけではなかった。

万暦叛乱発生の背景となった時代的・地域的要因として、大きく見れば次の二点を指摘することができる。第一には、辺境地域における密貿易の盛行や鉱山開発に伴う漢人移民の西番社会への流入がある。洮州一帯では、嘉靖から万暦にかけて漢人が西番地域に進出して密貿易を拡大させ、それに伴って交易紛争も頻発した。一方、階州・文県には多くの鉱山労働者が流入し、漢人と西番が生存資源を求めて衝突を繰り返すことになった。第二には、西番社会自体の秩序変動が挙げられる。陝西西南部では明朝から武官職を授与された有力部族が、チベット僧の教化のもとで他の諸部族を統制していた。しかし明代後期には、有力部族と明朝との朝貢関係は弱体化し、チベット僧による教化も衰退したため、有力部族を中心とした秩序は動揺した。その結果、漢人との紛争は一層激化したのである。

万暦初年の西番叛乱は、これらの要因の複合的な相互作用を通じて生じたと考えられる。漢人が密貿易や鉱山開発のために西番地域へ流入したことで、交易紛争や略奪・拉致が多発した。そこに西番社会内部での有力部族を中心とし

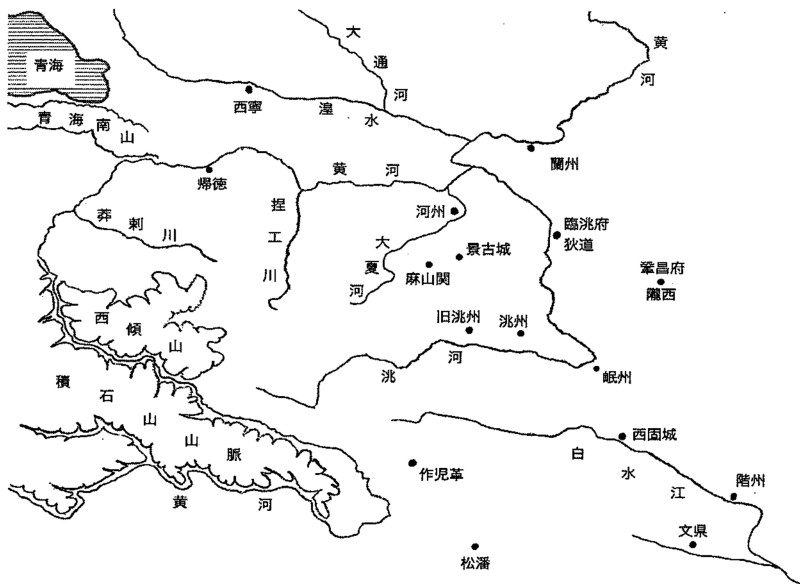
た秩序の動揺が重なり、西番と漢人との局地的紛争が收拾不能となった結果、大規模な叛乱へと発展したのである。

このような辺境社会の秩序変動や紛争激化は、陝西西南部の西番地域に限った事態ではなかった。岩井茂樹は明代後期の内陸・沿海辺境に共通する状況として、「華人が外夷に入る」現象を指摘している。北方辺境では、禁令を破って人やモノが明とモンゴルの間を盛んに往来し、辺境駐屯軍もモンゴルと通じて密貿易に関与していた。さらにモンゴルに身を投じた漢人は「板升」と呼ばれる集落を形成し、しばしばモンゴル人に従って明朝内地へ侵攻した。また東北辺境でも、大量の漢人が遼東から境外に移住し、ジュシエン（女真）人の下で農耕や交易に従事していた。一方、東南沿海では華人海上勢力が日本人などを引き入れ、しばしば沿海部の郷紳・民衆・文武官員と気脈を通じて密貿易・略奪を拡大させ、華夷混合の倭寇集団による大規模な襲撃へと発展した。このように一六世紀中期には、明朝の内陸・沿海辺境部において、「華人が外夷に入る」状況が拡大し、言語や種族を越えた混成集団を形成して「北虜南倭」を激化させていたのである⁹⁵。

本稿で検討した万曆初年の陝西西南部における西番叛乱では、漢人が密貿易や鉞山開発などの利益を求めて西番地域に流入した結果、交易紛争や略奪・拉致などが多発し、部族社会の動揺と相まって大規模な西番叛乱へと発展した。西番がもともと明朝の領域内に居住していた点はモンゴル・ジュシエンの場合とは異なるが、陝西西南部においてもモンゴルや遼東、さらには東南沿海と同様に、「華人（漢人）が外夷に入る」状況下で、辺境社会の秩序は変動していった。板升の頭目とモンゴル人が共に明朝領内へ侵攻し、華夷混合の倭寇が沿海各地を襲撃したように、陝西西南部においても漢人と外夷が結合して明朝の辺境支配を脅かしていた。辺境秩序の維持を担うべき明朝の駐屯軍が、むしろ外夷と通じて密貿易に関与するという状況も、北方・東南辺境と軌を一にする。

ただし北方辺境・東南沿海では、一五七〇年前後の隆慶和議・隆慶開海による外交・交易秩序の再編に伴い、暴力化した「北虜南倭」はひとまず沈静化に向かった。これに対し、万曆初年の陝西西南部では、従来の茶馬貿易体制の空洞化と密貿易の拡大が進行し、有力部族や文武官員はその趨勢を抑制できず、局地的紛争はさらに暴力化して西番叛乱に

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景（新藤）



図三. 明代の陝西西南部

譚其驤主編『中国歴史地図集』第7冊：元・明時期（地図出版社、1982年）59～60頁、佐藤長「チベット歴史地理研究」（岩波書店、1978年）付録「第六図 漢代諸羌族略図」をもとに作成。

帰結したのである。

このような状況の相違はあるが、万曆初年の陝西西南部においても、岩井茂樹が北方・東南辺境について指摘するような交易ブームが、より小規模ではあるが生じており、西番叛乱もそれを背景として生じたものであった。こうした交易ブームの連関をもたらしたのは、東南沿海に流入し、軍費として北方辺境に大量に投入された銀であった⁹⁶。そして陝西西南部においても、階州・文県における西番叛乱の主因となったのは、金銀採掘の利益を求めて流入した漢人移民と西番との衝突であった。陝西西南部の西番叛乱も、一六世紀後期の内陸・沿海辺境に共通する銀流通の拡大と交易ブーム、それに伴う「漢人が外夷に入る」状況のなかで生じた社会変動の一環だったのである。

註

- (1) 明代の陝西省は、現在の陝西省・寧夏回族自治区・甘肅省東南部を含み、甘肅省西北部には軍政地区として陝西行都司が置かれていた。本稿でいう「陝西」とは明代

の陝西省を、「甘肅」とは明代の陝西行都司を指すこととする。

- (2) 一六世紀初頭、ダヤンハンはモンゴルの勢力を左翼のチャハル・ハルハ・ウリヤンハンの三万戸と、右翼のオルドス・トメト・ヨンシエブの三万戸に再編した。このうち右翼三万戸を右翼モンゴルと呼ぶ。
- (3) 和田清『東亜史研究(蒙古篇)』(東洋文庫、一九五九年) 六七七〜六八二、七八九〜八〇八頁、萩原淳平『明代蒙古史研究』(同朋舎、一九八〇年) 三七一〜三八八頁。
- (4) 井上治『ホトクタイ―セチェンIIホンタイジの研究』(風間書房、二〇〇二年) 一六九〜二六九頁。
- (5) 佐藤長『第三代ダライラマとアルタンハンの会見について』(『東洋史研究』第四二卷第三号、一九八三年)、乙坂智子『明勅建弘化寺考―ある青海ゲルクバ寺院の位相―』(『史峯』第六号、一九九一年)。
- (6) 伴真一朗『アルタン・ハーン以降のモンゴルのアムド進出とアムド・チベット人士司のゲルク派への接近―西寧シナ領主を事例として―』(『東洋学報』第九七卷第四号、二〇一六年)。
- (7) 谷光隆『明代馬政の研究』(東洋史研究会、一九七二年) 五五〜一三九頁。
- (8) 代表的な研究としては、杜常順『從『西番諸衛』看明朝对甘青藏区的統治措施』(『青海師範大学学报』(社会科学版))一九八八年第四期)、龔蔭『中国土司制度』(雲南民族出版社、一九九二年)、高士榮『西北土司制度研究』(民族出版社、一九九九年)、陳慶英『論明朝封藏伝仏教的管理』(『中国藏学』二〇〇〇年第三期)、胡小鵬・李曉英『西北辺疆民族研究・政策与法律』(甘肅文化出版社、二〇一三年)、方沢・趙心愚『明初西番地区統治策略研究』(『西南民族大学学报』(人文社会科学版))二〇一七年第一期)、胡小鵬・敏政『明代茶馬制度新論―以衛所屬番体制為中心』(『青海民族研究』二〇一八年第二期)などが挙げられる。
- (9) 楊建新『明代中期『青海』蒙古述略』(『青海社会科学』一九八二年第四期)。
- (10) 任樹民『明代中期青海吐蕃移民略考』(『西藏研究』二〇〇〇年第二期)。
- (11) 褚寧・譚欣『生・熟之間・明代「差発馬」与河湟洮岷地方秩序の変遷』(『暨南史学』第二〇集、二〇二〇年)、褚寧『明中葉以降西海蒙古与明朝对河湟洮岷地方秩序的重塑』(『西北民族研究』二〇二二年第三期)。
- (12) 中国造営学社『岐陽世家文物図像冊』(中国造営学社、一九三七年)に、『平番得勝図卷』モノクロ図版を収録する。

- (13) 朱敏「『平番得勝図巻』考略」(『中国国家博物館館刊』二〇一三年第六期)、陳履生「從『榜題』看『平番得勝図巻』」(『中国国家博物館館刊』二〇一三年第六期)。両論文の和訳として、朱敏「『平番得勝図巻』考略」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二四号、二〇一四年)、陳履生「標題から『平番得勝図巻』を読む」(須田牧子編『倭寇図巻』「抗倭図巻」をよむ」勉誠出版、二〇一六年)があり、以下本稿では和訳論文により引用する。
- (14) 劉伯燮「平番紀事」は項德楨輯『名臣寶鑑要編』に含まれ、『北京図書館古籍珍本叢刊』一一(書目文獻出版社、一九八七年)に明刊本の影印を収録する。
- (15) 「陝西奏議」は、陝西三辺総督の石茂華が万暦元年九月から同四年一二月に記した上奏文二四〇編を収録する。「中国文獻珍本書」(全国図書館文獻縮微複製中心、二〇〇九年)に万暦刻本の影印を収録する。
- (16) 李文君「明代西海蒙古史研究」(中央民族大学出版社、二〇〇八年)二一七～二二二頁。
- (17) 「本羌属。凡百余種、散处河・湟・洮・岷間」(『皇明四夷考』卷下、西番)。鄭曉の事績については、『明史』卷一九九、鄭曉伝、および『国朝獻徵録』卷四五、「刑部尚書端簡公曉伝」参照。
- (18) 甘肅地方に居住するトルコ系少数民族民族。一世紀末の宋代の史料に現れる「黄頭回紇」に起源を發し、一三世紀頃には甘肅西辺に分布していたことが確認され、一四～一五世紀の漢文文献には「撒里畏兀兒」の名で記録されている(佐口透『新疆民族史研究』吉川弘文館、一九八六年、二～五頁)。
- (19) 青海東部に居住するトルコ系少数民族民族。農耕・牧畜・狩猟に従事し、イスラム教を信奉する。洪武年間にサマルカンドから河州に移住したとの伝承を持つが、史料的には確認できない(佐口前掲『新疆民族史研究』五二～五八頁)。現在、中国政府が公認する五六の民族に含まれている。
- (20) 龔前掲『中国土司制度』一二八二～一三五二頁。
- (21) 栗林宣夫「明代の西北辺境と衛所」(野口鐵郎『中国史における中央政治と地方社会』一九八六年)一九～二〇頁。
- (22) 王繼光「明代安多藏区部族志」(『西北民族研究』一九九七年第一期)、王繼光「明代安多藏区部族志(続前)」(『西北民族研究』一九九七年第二期)、王繼光「明代安多藏区部族志(続前)」(『西北民族研究』一九九九年第二期)、王繼光「明代安多藏区部族志(続前)」(『西北民族研究』一九九九年第二期)、王繼光「明代安多藏区部族志(続前)」(『西北民族研究』一九九九年第二期)、王繼光「明代安多藏区部族志(続前)」(『西北民族研究』一九九九年第二期)

万暦初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景(新藤)

前)、『西北民族研究』二〇〇二年第四期)。王は『実録』や『皇明経世文編』、地方志などに記録された部族名を整理し、計五〇八の部族名を確認した。以下西番の部族名については、先行研究に読みが示されたものは初出時にフリガナを付け、二回目以降はカナで表記し、読みが明らかでないものは漢字のまま記す。

(23) 「西番風俗、大抵皆質直朴魯。上下一心、君臣為友、吏治無文。音楽尚琴瑟、食酪衣氈、居毳帳、務耕牧。好很闘、貴壯賤弱、懷恩重利、尊釈信詛」(『皇明四夷考』卷下、西番)。

(24) 「時阿昔洞等族土官王兒者等称、『我西番大小二姓為惡、殺之不懼、醜之不懼。惟国師・刺麻在中勸化、則革心信服、崇善演教。…禅師遠丹藏卜・都綱子瑄戒行精專、番蛮信服。乞、令撫諭勸化。』」(『憲宗実録』三五、成化二年一〇月丁未条)。

(25) 「旧二年一貢、後三年一貢。大族起送為首者四五人、小族起送一二人。留辺聴賞者、大族不過十五人、小族不過七八人。貢物、銅仏・画仏・舍利子・馬・駝・酥油・青塩・青木香・足力麻・鉄力麻・穉穉・左髻・毛纓・明盔・明甲・腰刀」(万曆『大明会典』卷一〇八、礼部六六、朝貢四、西戎下、洮岷等处番族)。

(26) 生番・熟番に関する研究には、喜富裕「論明政府对河湟洮岷地区生熟番族的管理政策」(『社科縦横』総第二八卷第八期、二〇一三年)、周星「古代漢文化対周辺異民族的『生』熟分類」(『民族研究』二〇一七年第一期)、褚寧・譚欣前掲「生・熟之間・明代『差発馬』与河湟洮岷地方秩序の変遷」などがある。

(27) 谷前掲「明代馬政の研究」九九〜一〇三頁、褚寧・譚欣前掲「生・熟之間・明代『差発馬』与河湟洮岷地方秩序の変遷」八六〜八八頁、褚寧前掲「明中葉以降西海蒙古与明朝対河湟洮岷地方秩序的重塑」一六〇〜一六一頁。

(28) 王瓊「西番事蹟」。同書は袁襲輯『金声玉振集』に含まれ、『中国野史集成』二三(巴蜀書社、一九九三年)に明刊本の影印を収録する。

(29) 「兵部、以西番不特板爾・些蔵等族、糾集諸番、深入為寇、一歲中報數十至、乃上言、『西番自古為陝西患…』」(『世宗実録』卷一 一〇、嘉靖九年二月癸酉条)。

(30) 王瓊「西番事蹟」。

(31) 「乃分兵攻之、破若籠・板爾二族、焚其巢穴。刺脚等族、震摺稽首、聽命。凡斬首三百六十余級。撫降七十余族。獲牛羊・器械以

- 千百計」(『世宗実録』卷一一四、嘉靖九年六月庚辰条)。
- (32) 谷前掲『明代馬政の研究』九九〜一〇三頁、褚寧・譚欣前掲「生・熟之間・明代『差発馬』与河湟洮岷地方秩序の変遷」一八六〜八八頁、褚寧前掲「明中葉以降西海蒙古与明朝对河湟洮岷地方秩序的重塑」一六〇〜一六一頁。
- (33) 『西番事蹟』には「嘉靖元年、西番反侵内地。…後每歲入境、殺擄人畜」とあり、西番による漢人地区への侵入は、特に嘉靖元年(一五二二)から激化したことが窺える。
- (34) 谷前掲『明代馬政の研究』九九〜一〇三頁。
- (35) 城地孝「長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容」(京都大学学術出版会、二〇一二年)一九七〜二五五頁。
- (36) 「俺答子寶兔、住牧西海、役属作兒革・白利等諸番、随令寄信松潘番漢、以迎仏蓋寺為名、屢伝覺息」(『神宗実録』卷三七、万曆三年四月甲戌条)。なお「寶兔」はグンビリックの孫(アルタンの従孫)であり、アルタンの子で青海を拠点としたのは丙兔である(井上前掲「ホトクタイ」セチュン」ホンタイジの研究」二一五頁)。
- (37) 「俺答之子寶兔、率衆撥掠熟番甘藏等族頭畜及岷州軍馬、声言要在旧洮州境外開中市馬」(『神宗実録』卷七四、万曆六年四月丁亥条)。井上前掲「ホトクタイ」セチュン」ホンタイジの研究」二五八頁参照。なお甘藏族は、嘉靖二六年(一五四七)に陝西巡按御史の張雨が著した『辺政考』卷九、西羌族口で洮州の「納馬番」に分類されている。また旧洮州は、光緒『洮州厅志』卷二、輿地に「旧洮州堡在洮州城西六十里、原洮州衛旧地。明洪武十二年、改築新城、以其地为堡」とある。
- (38) 万曆『大明会典』卷二二六、兵部九、鎮戍一、將領上。
- (39) 「番賊肆惡無忌。該管將領及地方防捕等官、賊至既不能奮勇撲剿。賊退乃輒敢隱匿不報」(『陝西奏議』卷六、「為番賊出沒事」)。
- (40) 万曆二年頃に洮州の西番が河州で略奪を働いていた状況について、河州参將の陳堂は、洮州の部族が犯人であることを理由に自分の管轄外だと主張した。一方、洮岷参將の劉世英は、事件発生地である河州は自分の管轄区域ではないとして取り合わなかった。両者は問題に対処しないばかりか、互いに誹謗中傷するようになったという。『平番紀事』はその様子を次のように記す。(陳)堂曰、「此洮番也。与我何預」。洮州参將劉世英見洮(州)地無警、即已各有信地、不相為謀。兩家遂有郤、而謗憎讐嫌、紛紛繼起」(平番紀事)。なお「洮州参將」は、正しくは洮岷参將である。

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景(新藤)

- (41) 「階(州)之價帥・庸將懼、不以聞。往往扣軍糧私息」(『平番紀事』)。
- (42) 「各賊初以為、『洮州之兵單弱易撓。』」(『陝西奏議』卷九、「為仰伏天威官軍奮勇大破逆番恭報凱捷事」)。
- (43) 「各番、明挾我軍怯弱莫敢殺他、又恃山險兵馬難入、因累肆逞凶為惡」(『陝西奏議』卷八、「為遵奉明旨剿治惡番仰伏天威官軍奮勇大破獲功恭報捷音事」)。
- (44) 陳前掲「標題から『平番得勝図卷』を読む」一六六〜一七一頁、朱前掲「『平番得勝図卷』考略」一三六〜一四一頁。
- (45) 劉伯燮「平番紀事」、石茂華「陝西奏議」卷六、「為番賊出沒事」。
- (46) 「平番紀事」、『陝西奏議』卷八、「為官軍奮勇血戰剿破首惡番族陣亡官員乞亟賜推補事」。
- (47) 「平番紀事」、『陝西奏議』卷八、「為虜酋勢劫熟番陰畜異志乞勅辺臣預凶防禦以保地方事」、同書卷九、「為番賊出沒事」。
- (48) 「平番紀事」、『陝西奏議』卷九、「為仰伏天威官軍奮勇大破逆番恭報凱捷事」。
- (49) 「平番紀事」、『陝西奏議』卷一二、「為番夷畏威歸順獻出為惡逆番併首級懇求宥罪事」。
- (50) 「平番紀事」、『陝西奏議』卷一二、「為番賊出沒官軍奮勇對敵斬獲首級乘勝襲蹤搗破巢穴事」。
- (51) 『神宗實錄』卷七二、万曆六年二月癸未条。
- (52) 『神宗實錄』卷一一三、万曆九年六月甲寅条、同書卷一一五、万曆九年八月丁巳条、同書卷一一七、万曆九年一〇月辛丑条では、アルタンが略奪を働いた王侯を処罰したことが確認できる。
- (53) 谷前掲「明代馬政の研究」六四〜八七頁。
- (54) 沙勇「明中後期茶馬互市、政策的衰落与民間貿易發展——以官營和私營互動為中心」(『長江論壇』二〇一一年第六期)七〇頁。
- (55) 「西寧・河州・洮州地方土民、切隣番族、多會番語。各省軍民、流聚鉅万、通番買馬。雇傭土民、伝訳・導引、群附党援、深入番境、潛住不出。不特軍民而已、軍職自將官以下、少有不令家人・伴當通番。番人受其恐嚇、馬牛任其計取。變詐漸萌、含憤未發」(『関中奏議』卷三、茶馬類、「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」)。
- (56) 「茶司地方則皆与番為隣者也。関隘少而收路多、其相通固已易矣。…往來之路雖有関河之限、交通之利不止三倍之多。…番地所産

多馬、吾之所易在馬。使番人有馬而無所於市、吾之茶有禁而無所於通、其勢必相求」（『皇明經世文編』卷一〇六、梁材「梁端肅公奏議」「議茶馬事宜疏」）。

(57) 「松潘与洮（州）・河（州）近。故私茶往往闌出、与番夷通」（『世宗實錄』卷五三二、嘉靖四三年三月戊申条）。

(58) 安野省三「明代、川陝・湖広地方の茶の生産者と商人層」（初出一九九六年、「明清史叢論」汲古書院、二〇一三年）三一二～三一四頁、何強「明清時期川藏茶葉貿易模式變遷研究」（『江漢論壇』二〇二二年第五期）一二四～一二五頁。

(59) 「乃奸商利湖南之賤、踰境私販、番族享私茶之利、無意納馬」（『神宗實錄』卷二八二、万曆三年二月丙午条）。

(60) 「生番托熟番以交通、海虜附番族以私買。甚有一種奸商。私挾茶籠、深入番地、利其貨殖。又有一種奸夷。私載茶籠、遠抵虜穴、收其厚利、則其歲月往來、交結・貿易者、禁猶不禁」（『皇明經世文編』卷四〇五、鄭洛「鄭經略奏疏」）「敬陳備御海虜事宜以弭後患疏」。

(61) 「大明律」卷八、戸律五、課程、私茶。

(62) 黄彰健「明代律例彙編」（中央研究院歷史語言研究所、一九七九年）下卷、卷八、戸律五、課程、私茶、「弘治問刑条例」五六四頁。

(63) 「凡興販私茶、潛住边境与番夷交易、及在腹裏販売与進貢回還夷人者、不拘斤數、連知情歇家・牙保、俱發煙瘴地面充軍。其在西寧・甘肅・河州・洮州販売者、雖不入番、一百斤以上發附近、三百斤以上發辺衛、各充軍。不及前數者、依律擬斷、仍枷号兩箇月」

（黄前掲「明代律例彙編」卷八、戸律五、課程、私茶、「嘉靖問刑条例」五六四頁）。

(64) 「軍官・將官、縦容弟男子姪興販、及守備・把関・巡捕等官知情故縱者、各降一級、原衛所帶俸差操。失覺察者、照常發落。若守備・把関・巡捕等官、自行興販私茶通番者、發辺衛。在西寧・甘肅・洮（州）・河（州）販売至三百斤以上者、發附近、各充軍」（黄前掲「明代律例彙編」卷八、戸律五、課程、私茶、「嘉靖問刑条例」五六四～五六五頁）。

(65) 「陝西洮州・河州・西寧等處行茶地方、但有冒頂番名、將老弱不堪馬、二匹以上中納支茶者、官軍調別處極辺衛分、帶俸差操。民并舍余人等、發附近衛分充軍。冒支茶斤俱入官。參將・撫夷等官本身、并縱容子弟軍伴人等、冒中二匹以上者、一体問調辺衛、帶俸差操。医獸・通事・土民人等、通同作弊者、枷号一箇月發落」（黄前掲「明代律例彙編」卷八、戸律五、課程、私茶、「嘉靖問刑条例」五六五頁）。

(66) 「其在西寧・甘肅・河州・洮州・四川雅州販売者、雖不入番、一百斤以上發附近、三百斤以上發辺衛、各充軍」や「若守備・把関・

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景（新藤）

巡捕等官、自行興販私茶通番者、發邊衛。在西寧・甘肅・洮(州)・河(州)・雅州販売至三百斤以上者、發附近、各從軍」というように、嘉靖間刑条例の条文に雅州を書き加える形で制定された(黃前掲『明代律例彙編』卷八、戸律五、課程、私茶、「万曆間刑条例」五六五〜五六六頁)。

(67) 「犏牛」は雄のアカウシと雌のヤクとの雑種第一代のウシ。ヤクより大人しく、アカウシより力が強い。雌の産乳量が高いが、雄は生殖能力がなく、雌はアカウシかヤクと交配する(大東文化大学中国語大辞典編纂室『中国語大辞典』角川書店、一九九四年、二三一八頁)。

(68) 「番環旧洮州一帶、東南遡洮河而居、直西北至河州麻山関・景古城。…畜牛馬、食酥酪以為生。婦女出乘犏牛、亦有鞍轡、男騎馱。…角弓・寬箭、馬上如飛」(『平番紀事』)。

(69) 「人皆習熟騎射・角弓・寬箭、馬上如飛。名雖為番、其強勁与虜無二」(『陝西奏議』卷九、「為仰伏天威官軍奮勇大破逆番恭報凱捷事」)。

(70) 「列咂族番人古六・阿尔荅積祖境外生番。始初撫降洮州、納中茶馬。每年招易之時、調來臨境、納馬領茶」(『陝西奏議』卷六、「為番賊出沒事」)。

(71) 「兵部覆巡按陝西御史劉備言、…頃自金牌停格、諸番原奉給者亦多散亡、無從稽額。今、按近年納馬諸番、惟洮州衛列市等三族為旧」(『世宗実録』卷三五四、嘉靖二八年一月乙未条)。

(72) 「洮番有列咂一族。為中馬頭目、洮河一帶諸番族皆屬部落。正(德)末嘉(靖)初有老板的者。号令頗行、諸番讐服、数十年無事。板的故、古六・阿尔荅嗣。兄弟相構、不相睦。下諸番族、遂漫視之、号令亦不能行」(『平番紀事』)。

(73) 「河州狡民劉大綰・大紀兄弟、常相巴・侯劉石竹等日与彼通。…列咂部落失刺・參多・下沙麻・曾卜結・巴舍哈・劄杓他・碾班・洛卜等族、日肆劫掠麻山関等处、列咂不能禁。会(劉)大綰等騙害頻多。夷性叵常、列咂亦率其衆、為掠(劉)大綰及常相巴牛畜、併殺人、以償夙忿、靡所忌憚。防守官軍莫能制」(『平番紀事』)。

(74) 「古六・阿尔荅、陽順陰逆。与景古城通番之人私相交通、買壳構雙」(『陝西奏議』卷二、「為番夷畏威婦順獻出為惡逆番併首級懇求宥罪事」)。

- (75) 「洮州番人、以河州奸民負其物貨、入掠內地、他族亦乘機為亂」(『明史』卷三三〇、西番諸衛伝)。
- (76) 「階(州)・文(県)地方与番密邇而居、無所界隔、而諸番通不中納茶馬。復与洮(州)・岷(州)之番不同」(『陝西奏議』卷八、
「為遵奉明旨剋治惡番仰伏天威官軍奮勇破族獲功恭報捷音事」)。
- (77) 「耕不糞田、女無織紡、樵採・煎塩、倚以為生」(康熙『鞏昌府志』卷七、風俗考)。
- (78) 洪武一五年(一三八二)、廉州府巡檢の王德亨は階州一帯の鉱物資源に目を付け、同地へ出兵して確保することを上奏した。『太祖
実録』には、「廉州府巡檢王德亨上言、『家本・階州界、於西戎有水銀坑冶及青緑・紫泥。願得兵取其地、以歸于朝。』」とある(『太
祖実録』卷一四四、洪武一五年四月辛巳条)。
- (79) 「本道所屬階(州)・文(県)・成県等処、咸有砮洞。辺地民貧、砮徒頗多。有司不能禁戢、甚或隱匿不報。近聞、每夥輒至一二
人、有盛甲・馬疋、自称銀兵。官軍逐之東驅則西走、南驅則北走。総不離前項州・県之内」(『石隱園藏稿』卷三、文二、洮岷考略)。
- (80) 「惟是金廠・龍窩橫徒、垂涎羌・猓・番・洞、占籍肆竊」(康熙『鞏昌府志』卷七、風俗考)。
- (81) 「第以土狹且瘠、刁猾無頼、好為斂剝之謀。亦或併日「費工淘金資養」、而取之甚艱。徒啓涎口、而不知得不償失、反為地方之累
矣」(康熙『鞏昌府志』卷七、風俗考)。
- (82) 「階番、三年一次進貢、用刀為贄。賞賜不踰數金、無甚利益。…文番、近日亦不進貢」(『平番紀事』)。
- (83) 「階・文番、各為雄不相下。国初、階番有阿木族者。習清淨禪師之教。曾受封百戸、在南方。旧有能制馭諸番、中失其官、遂不聽
命。而山峒峪・塩麦・栗子莊・夏后頭・打牙・纏坪諸族、相軋居南内二王家山。文県日霧・千哈・咱哈・西吳四族在正南。懼文(県)
而易階(州)、時出為階患。清淨禪師之教失伝、諸番亦無僧化誨」(『平番紀事』)。
- (84) 高前掲『西北土司制度研究』九六頁。
- (85) 「番首剌卜爾、先因剿虜有功、已該本院酌議具題覆、奉欽依、加授国師名号。因未頒給勅書・印信・凶書、人不信服、難以管束部
番」(『神宗実録』卷二九八、万曆二十四年六月癸亥条)。
- (86) 「山腰以下、皆有種民田。居人或数十家、或百家、或三五家住坐、謂之一堡。稍上山脊、則怪石巉巖、深林叢鬱、而番出沒其中矣。
此一山也。我与番共之。番所拠者險地也。我所拠者平地也」(『大泌山房集』卷一三四、「階州斬崖及隴右辺情」)。

万曆初年の陝西西南部における「西番」叛乱とその背景(新藤)

- (87) 「蓋番地苦寒、五穀不生。所種惟青稞・菽豆已耳。土人礮作炒麵、雜以蕪菁・酪漿」(康熙『鞏昌府志』卷一七、辺政考中、馬政)。
- (88) 「生番甚貧、非虜掠無以為生。…各番日夜藏林中、窺伺俟我有耕樵者、即虜而去。其意無他、望我之取贖也。久而不贖、或役使之、而不服、或兩相格鬪、彼始殺我民耳。番之所擲者險、而我所必耕・必樵之地與險為隣。番之所欲者劫掠、而我所往耕・往樵之民適中其欲。故寇盜之事、無日無之」(『大泌山房集』卷一三四、「階州斬崖及隴右辺情」)。
- (89) 「先是、階州木竹坪番賊、執我備守使范延武。後乃贖以馬・騾・牛・羊及段布・氈条・衣服・諸什物、得解免」(『万曆武功錄』卷九、中三辺三、克臬列伝)。
- (90) 「聞往歲、屢發兵征剿、緣各番居住万山之中、懸崖峭壁、深林茂菁、道路艱阻、不惟馬不能進、即人亦不能平行…我兵一動、通番之徒、即伝遁消息、而彼在高山之上、亦自覘知得以預為之備」(『陝西奏議』卷八、「為遵奉明旨剿治惡番仰伏天威官軍奮勇破族獲功恭報捷音事」)。
- (91) 「階州等處、近山軍民素与番夷交通、伝遁消息。又兼州民以非守備所轄、不聽約束、任意出境、与番人来往」(『陝西奏議』卷九、「為番賊出沒事」)。
- (92) 「甚至、將買來男女、縱令樵採、老弱牲畜撒放山野、故意令番賊搶去、則輒揚言、「官軍防守不嚴、地方失事。要行告理」。率領男婦、撲打旗軍、挾制守備。或為之贖回而仍索財、或加倍賠償價值。官懼罪則扣用軍糧。軍無糧則逼迫逃竄」(『陝西奏議』卷九、「為番賊出沒事」)。
- (93) 「民田近番、而軍屯在腹裏。民被掠者無罪、而罪歸於軍。軍固不能禁民之出境外也」(『大泌山房集』卷一三四、「階州斬崖及隴右辺情」)。
- (94) 「往時階州守備多剋減軍糧、賞犒各番、凶免搶掠」(『陝西奏議』卷六、「為番賊出沒事」)。
- (95) 岩井茂樹『朝貢・海禁・互市』(名古屋大學出版會、二〇二〇年)一四四〜一六八頁。
- (96) 岩井前掲『朝貢・海禁・互市』一六二〜一六六頁。